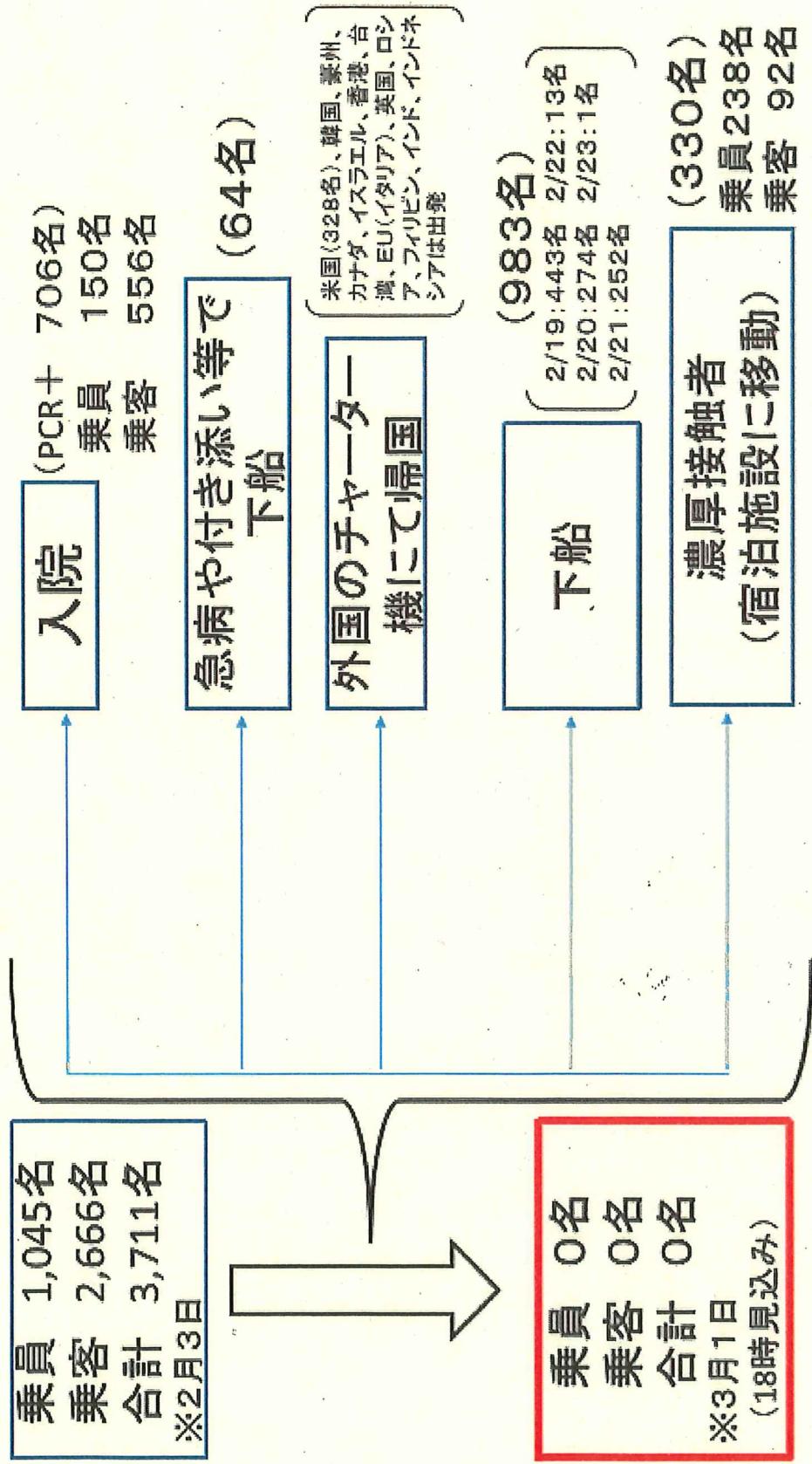


①

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客・乗員の現在の状況

3月1日(日)14:00時点



クルーズ船に係る国土交通省の対応

① 「ダイヤモンド・プリンセス」号への対応



船名：ダイヤモンド・プリンセス（船籍：英国）
船社：プリンセスクリーク（本社：米国）
総トン数：115,906トン、全長：290m
乗客：2,666名、乗員：1,045名

【横浜港入港までの経緯・対応】

- 香港からの男性が、1月20日に横浜で乗船、1月22日に鹿児島でオブショナルツアーに参加、1月25日に香港で下船後、2月1日に新型コロナウイルスの陽性反応。
- 同船はバトナム、台湾、那覇を経由して2月3日に横浜港内の錨地に到着し、検疫開始。
- 2月5日から、乗客・乗員に船内にどまつていただいているが、PCR検査陰性である等の乗客については、2月19日以降21日にかけて順次下船を実施中（19日443名）。
- また、外国人の乗客・乗員については、2月17日以降、米国等による帰国チャーター便を利用して、下船・帰国いただく対応を実施中。

【国土交通省の対応】

- 海上保安庁による検査キット等の移送や周辺海域の巡回、当該船舶を停泊させる錨地の確保や横浜港での着岸に関する港湾管理者（横浜市）等の関係機関との調整、外国人の帰国や乗客の医療センター等への移送の際のトイレ休憩施設の確保、高速道路無料化等を実施。
- 運航会社の日本支店に職員をリエゾンとして派遣し、運航会社との一層の連携を強化（2月8日から1名、12日から4名に増員）。
- 2月19日からの乗客の下船について、厚生労働省等の関係機関と連携し、運航船社との調整や下船後の移動手段の確保等の対応を実施。

② その他のクルーズ船への対応

【「ウエスティルダム」号への対応】



船名：ウエスティルダム（船籍：オランダ）
船社：ホーランドアドリア・ライン
(本社：米国)
総トン数：82,862トン
全長：285.24m
乗客：1,455名、乗員：802名

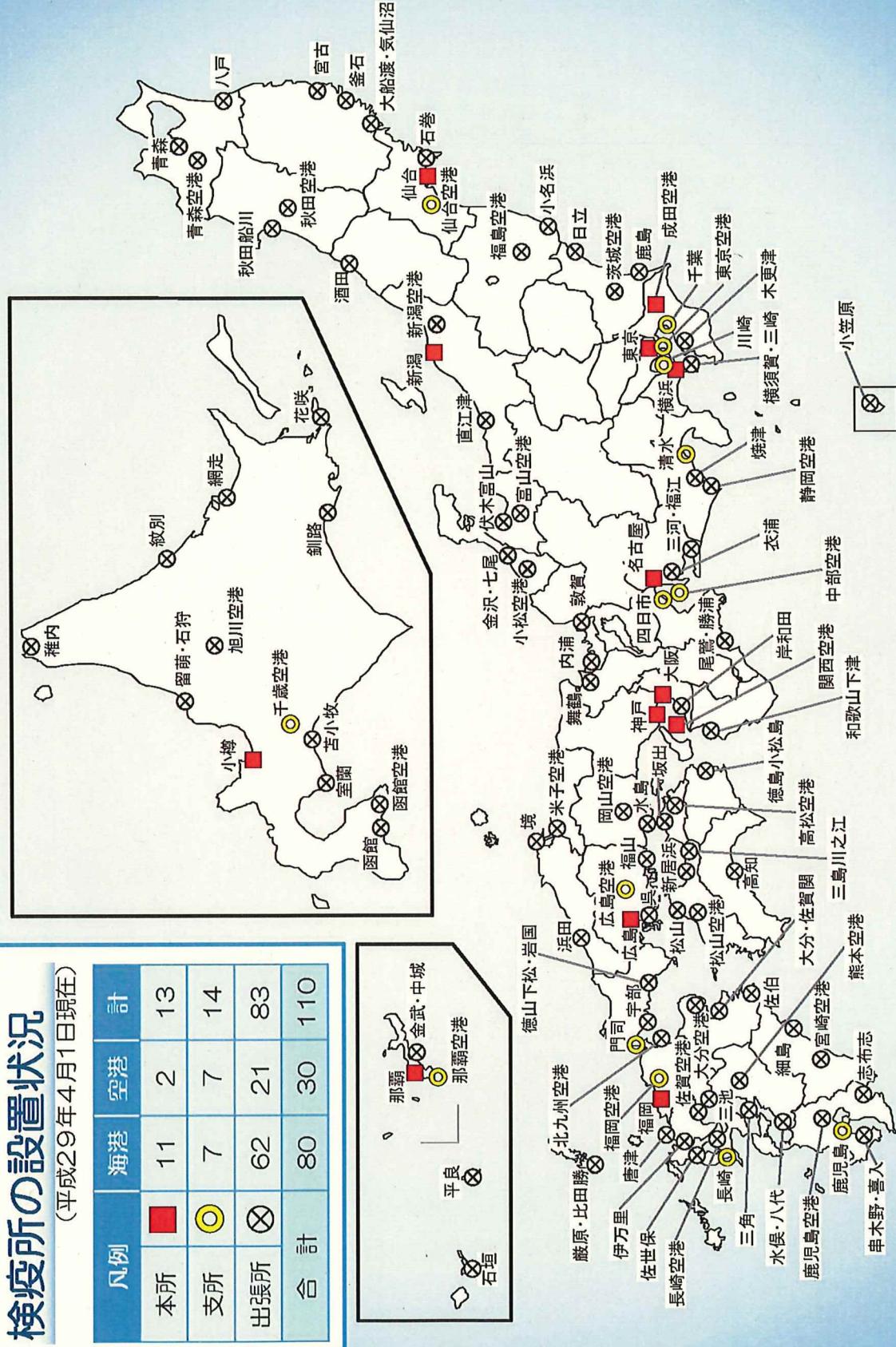
- 同号に乗船している外国人については、船舶内において感染拡大症の発生のおそれがあることに鑑み、上陸を認めない旨を閣議了解（2/6）。
- 国土交通省としては、この措置を受けて、直ちに、同船に対して入港しないよう要請するとともに、全ての港湾管理者に対しても本措置の趣旨を踏まえて適切に対応するよう要請。
 - 本要請を受け、我が国への寄港を取りやめ、シンボジアに入港。下船後の乗客に陽性反応者がいたため、日本人乗客4名（は搭乗前後にPCR検査を実施（結果陰性）、その後入国。同号下船の外国人は入国させないよう対応。
- 2月中我が国に入港予定のクルーズ船（3隻）は、それぞれ検疫にて確認後、入国手続きを完了済。
- 引き続き、今後我が国に寄港する旅客船について、旅客の健康状態の把握に努め、関係機関に速やかに情報共有を行うなど適切に対応。

検疫所の設置状況

(平成29年4月1日現在)

凡例	海港	空港	計
本所	■	11	2
支所	○	7	7
出張所	◎	62	21
合 計		80	30 110

検疫所の設置状況



④

出典：厚生労働省 2018年度概要所要務年報

269万通 × 100 = 2690万通
平均26年(2012-2017年)、各年(2018年)平均
※指標は1-3月の実績

年次別	年次別					
	障	疾	障	人	障	障
平成30年	290,824	138	53,285,332	149	183	108
平成29年	278,907	132	49,656,503	139	178	105
平成28年	262,919	125	45,030,185	126	171	101
平成27年	235,303	112	40,662,985	111	173	102
平成26年	210,618	100	35,757,036	100	170	100
			人 数	障	障	

(2) 周年別割合

年次別	年次別					
	障	疾	障	人	障	障
平成30年	-	-	-	1,915	80	-
平成29年	-	-	-	2,056	86	-
平成28年	-	-	-	2,246	91	-
平成27年	-	-	-	2,295	96	-
平成26年	-	-	-	2,399	100	-
	障	疾	障	人	障	障

(1) 年別割合

年次別	年次別					
	障	疾	障	人	障	障
平成30年	51,665	93	5,236,038	230	101	246
平成29年	52,851	95	5,379,619	236	102	249
平成28年	53,321	96	4,185,304	197	81	205
平成27年	53,850	97	3,211,157	142	60	146
平成26年	55,586	100	2,280,994	100	41	100
	障	疾	障	人	障	障

2. 最近の各種統計実績(過去5年間)

機械化 定員の推移	※下段付換率の定員						
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
2009年度	864	943	966	1,005	1,044	1,117	1,158
	358	414	430	468	497	569	610
							646

(単位:人)

(平成30.12.31現在)

8. 無線傳媒對象 — 賴

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

〔令和2年2月6日解説〕

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に
に関する政府の取組について（令和2年1月31日閣議了解）3に基づき、
閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

1 法務大臣は、当分の間、本邦への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。

2 法務大臣は、当分の間、香港発船舶ウェステルダムに乗船している外国人において感染症の発生のおそれがあること及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。

3 1に基づく取扱いについては、2月1日午前0時（日本時間）から行うものとする。ただし、同日午前0時（日本時間）より前に外國を出発する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船し、同日午前0時（日本時間）以降に本邦に到着した航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、対象としない。

4 2に基づく取扱いについては、2月7日午前0時（日本時間）から行うものとする。

5 1及び2の変更については、別途閣議了解を行う。

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

1 法務大臣は、当分の間、中華人民共和国の省、自治区、直轄市又は特別行政区（以下「省等」という。）において、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、当該省等に滞在し又は居住する外国人の本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高い場合には、本邦への上陸の申請日前14日以内に当該省等における滞在歴がある外国人及び当該省等において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する。

2 法務大臣は、当分の間、本邦の港に入港する目的をもつて航行している旅客船であって、同船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乘船する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。

3 1及び2に基づく取扱いについては、2月13日午前0時（日本時間）から行うものとする。

4 1及び2の変更については、別途閣議了解を行う。

⑥ 中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

〔令和2年2月12日解説〕

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に
に関する政府の取組について（令和2年2月6日閣議了解）5に基づき、
閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

1 法務大臣は、当分の間、中華人民共和国の省、自治区、直轄市又は特別行政区（以下「省等」という。）において、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、当該省等に滞在し又は居住する外国人の本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高い場合には、本邦への上陸の申請日前14日以内に当該省等における滞在歴がある外国人及び当該省等において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する。

2 法務大臣は、当分の間、本邦の港に入港する目的をもつて航行している旅客船であって、同船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乘船する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。

3 1及び2に基づく取扱いについては、2月13日午前0時（日本時間）から行うものとする。

出典：法務省

十四 前各号に掲げたる著者跡（法力、法螺等）
十五 日本国の利益又は公安を害する
十六 行商を行ふ者又は其の隣居の者
十七 相当の理由甲斐ある者

第五卷 次の名号の本邦上陸するに及ばぬ當事に外國人法、本邦に上陸するに及ばぬ者に内。一、醫藥の子孫及び醫藥業者の患者(二科)、二、医療(二醫)の法律(平成十年法律第百十四号)、三、定めの一類醫藥業者、二類醫藥業者、四類醫藥業者(回法第七十條の規定による基づき、政令新規トハル工ハサ等醫藥業者ル)、五、醫藥(二醫)の法律(平成十年法律第百十四号)、六、定めの一類醫藥業者、二類醫藥業者、七、定めの法律(回法第八条の規定による基づき、回法第九十九条又は回法第十条の規定による基づき)、八、第一十一条の規定をもとにした他の規則。

【参考】出入国管理及難民認定法